



令和五年度 国 語

問 題 冊 子

注 意 事 項

- 一 監督者の指示があるまで、問題冊子を開かないこと。
- 二 問題冊子は、12ページに組んである。落丁、乱丁及び印刷不鮮明なものがあれば、すぐに申し出ること。
- 三 解答用紙に必ず本学の受験番号、氏名を記入すること。各解答用紙に受験番号欄が2箇所、氏名欄が1箇所ある。
- 四 解答は、解答用紙の指定された解答欄に記入すること。異なる解答用紙・解答欄に記入されたものは採点されない。
- 五 記入した解答用紙は、裏返して机上に置くこと。
- 六 解答用紙の※欄は記入しないこと。
- 七 試験終了後、問題冊子は持ち帰ること。

— 次の文章は、遠藤正敬「造り上げられた『家』の観念 日本人を呪縛する『戸籍意識』」の一部である。これを読んで、後の問いに答えなさい。

2 年以上に及ぶコロナ禍^かの下、日常生活において「不要不急」か否かというモノサシで物事の要否を判断する傾向がすっかり定着してしまったようである。では、戸籍は不要不急か？ と問われたらどうであろう。

その疑問は、そもそも戸籍とは何のために存在するのか？ という設問と不可分である。戸籍は出生、死亡、婚姻、離婚、養子縁組、帰化など個人の一生における身分の変動を記録する身分登録である。その名の通り、「戸」を編製の単位とする点に戸籍の特色があり、欧米の身分登録が個人単位であるところと大きく異なる。現行戸籍法では「氏を同じくする夫婦と非婚の子」が「戸」とされている。

古代国家において発祥した戸籍制度は、時代を通じてその内容も変化してきた。徳川時代までは、戸籍は人口調査や住民登録の役割も担っていた。これが明治国家になると、戸籍は単なる身分登録にとどまらない、日本国民の精神面を律する装置となった。いくなれば近代日本の戸籍は、①家の登録簿、②「臣民」の登録簿、③「日本人」の登録簿、という三つの役割を鮮明にするものとなったのである。それらについて、以下に述べていきたい。

家の登録簿としての戸籍——紙の上の家族

まず、家の登録簿という役割である。

戸籍は日本における「家」の観念を造り上げてきた。元来、「家」とは同じ家屋で暮らし、同じ家業を営む集団のことであった。そこには、居候^{いこう}や使用人も含まれ、血縁や同姓は必ずしも「家族」の要件ではなかった。

^B「家」観念の転換点となるのは、1898年に施行された民法（以下、明治民法）である。「家族」の定義はその第732条にお

いて「戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス」(傍点筆者、以下同)と規定された。戸主は家の統率者としての権限(戸主権)をもち、家族の婚姻や縁組は戸主の同意が必要とされた。基本的に戸主となるのは男性であり、まさしく戸主は家父長制の権化²であった。

問題は右の条文でいう「家」の意味である。これは「家屋」のことではない。明治民法起草委員の一人であった法学者富井政章は端的に「家ハ戸籍ノコトヲ云フ」と説明していた(遠藤正敬『戸籍と国籍の近現代史——民族・血統・日本人』明石書店、2013、133頁)。

すなわち、明治民法の条文中に出てくる「家」という文言はそのまま「戸籍」と読み替えられるのである。

ア

「妻ハ婚

姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」(第788条第1項)、「子ハ父ノ家ニ入ル」(第733条)という場合、それぞれ「妻は夫の戸籍に入る」、「子は父の戸籍に入る」という意味になる。よって、同じ「家」にあるということは、必ずしも同じ屋根の下で暮らすという意味ではない。むしろ同じ戸籍に載っているだけという意味では、紙の上の家族^Cともいえる。

そして、明治民法第746条は「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」と定め、夫婦および親子は氏を同じくすることが義務となった。氏は家名であり、氏を変更するには戸主の同意が必要であった。戸籍に記載される長男、二男……といった「統柄」も家督相続上の必要から家族に付された序列である。すなわち、戸籍に載るということは終生家を背負うことでもあり、家名にふさわしい生き方が「淳風美俗」^(注1)として求められた国民を「個人」としてではなく、あくまで「家の一員」として把握するというのが今日まで貫かれてきた近代戸籍の根本的性質なのである。

「臣民簿」としての戸籍——「一君万民」の表徴

次に「臣民簿」としての戸籍の役割である。

古代から戸籍は国民を天皇の「臣民」として登録するものであった。ゆえに、当然ながら天皇および皇族は戸籍をもたない。

この理由は、「戸籍」と「氏」および「姓」の関係を考えてみればよい。

7世紀に誕生した律令国家において、「氏（ウジ）」は同一血族によって構成される豪族の称号（蘇我、物部、藤原など）であり、「姓（カバネ）」は特定の氏族に官位的に授けられる称号（臣、連、朝臣など）であった。天皇はあくまで氏および姓を臣民に授ける側である。

イ、氏および姓は「忠良なる臣民」が天皇に対する従属と奉仕を誓う証しとして賜るものであった。それを如実に示すのが「臣籍降下」という概念である。皇族が皇籍を離脱して臣民となることを大日本帝国憲法の時代までは「臣籍降下」といったが、これは皇籍離脱と同時に天皇から姓（セイ）を授けられることを意味するので「賜姓降下」とも称した。皇族の賜姓降下によって誕生したのが「平氏」と「源氏」であり、だからこそ、この二つの氏（姓）は武家の棟梁としての求心力をもったのである。

「神武創業」の建国神話にその正統性を借りて出立した明治国家では、「日本人」という国民意識を覚醒させる象徴として天皇を担ぎ出し、「現人神」としてその神格化を図った。いきおい天皇は「下々」を登録する戸籍の上に立つ存在でなければならぬ。それを法制上に明示したのが1872年に全国統一戸籍として成立した壬申戸籍である。

その編製を命じた1871年発布の太政官布告第170号は、第1則で、日本に居住する華族、士族から平民に至るまでを「臣民一般」として「住居ノ地」において戸籍に収めることを宣明した。^{（注2）}すべて人民はひとしく戸籍に登録されることで「臣民」としてハイジューンカされるものとなり、あらためて戸籍は「臣民簿」という意義を明確に付与され、「一君万民」というかたちでの国民統合を演出するものとなるのである。

大日本帝国憲法において、「神代」から続く「万世一系」の正統な継承者と公認された天皇は「神聖ニシテ侵スヘカラス」（第3条）という不可侵の「現人神」に位置づけられた。これにより、戸籍によって画される「君臣」「尊卑」の別はますます重大な色を帯びる。

そして家に属し、氏を名乗り、戸籍に記載されることが「正しき日本人」の姿であり、いわば「臣民」としての徳義として教化されていった。その究極のかたちが、すべての臣民が「家長」たる天皇の「赤子」として日本という「家」にホウセツされるという

「国体」観念に他ならなかった。

戸籍という「家の系譜」によって⁵ジヨウセイされるのが祖先崇拜の精神である。明治民法において祖先の祭祀は戸主の義務とされたが、それはまず血縁を通じて継承されるべきものであった。こうした祖先崇拜の究極の規範として天皇制があったといえる。

戸籍は、天皇の神聖的權威の命脈である「万世一系」の皇統にあやかっただ家の系譜という意義を帯びることにより、身分登録としての実効性をよそに今日まで延命しているのではないか。

天皇制と戸籍制度は、日常的には「不要不急である」という点で共通している。だが、とかく日本は能力よりも血筋が権力や出世のための圧倒的根拠となってきた社会であり、祖先との血縁を通して想起される家との紐帯にアイデンティティの拠り所を見出す人々にとっては、天皇も戸籍も信仰的な価値をもつのである。そこに付随するのは、やはり「血」や「家」といった^(注4)擬制的な観念に依拠した同質性志向である。

「日本人」の登録簿——フィクションと化す「血統」

3番目の「日本人」の登録簿という戸籍の役割についてである。

日本の国籍法は1899年の制定以来、「日本人」を画定する原則として一貫して血統主義(1984年までは父系血統主義)であり、父が「日本人」でない子とは日本国籍を得られなかったを維持し、戸籍は「日本人」としての血統を証明するものとなった。

ウ

戸籍に記載されるのは日本国籍者のみであるという原則は古今を通じて一貫している。言い換えれば、戸籍は「排外主義」を一つの本質とする装置である。これを法律上に明示したが、1898年施行の戸籍法である。その第170条第2項は「日本ノ国籍ヲ有セザル者ハ本籍ヲ定ムルコトヲ得ズ」と規定し、外国人は本籍を定める、つまり戸籍を創設すること

ができないと明文化した。この第170条第2項は、1914年戸籍法から「書かずもがな」の当然の条理であるとして削除された。現行戸籍法において、戸籍をもつのは「日本人」に限られるという規定はどこにも見当たらないが、それは自明の不文律とされているからである。

だが、歴史をふりかえると、戸籍というのは血統をよそに、紙^Dの上の「日本人」をも造り出す不思議な装置であることがわかる。

近代日本では「一家の安泰」という価値観から、夫婦・親子の国籍が同じであることが望ましいとされた。国籍法において血統主義が採用されたのも、親子が同じ国籍になることを是とする観点からであった。

さらには、外国人でも日本人との結婚や養子縁組などにより日本の家（戸籍）に入れば自動的に「日本人」となるという扱いであった。1899年の旧国籍法でも、外国人は日本人の妻や養子や入夫になったら日本国籍となると規定された。そうした国籍の変動をめぐる著名な例として、小泉八雲（イギリス人のラフカディオ・ハーンが小泉セツと入夫婚姻）、竹鶴リタ（イギリス人のジェシー・ロバータ・カウンが竹鶴政孝と婚姻）らがいる。重んじられたのは「血」よりも「家」であったがゆえに生まれた^E「青い目の日本人」であった。

（『中央公論』2022年6月号所収 一部改変あり）

（注1） 淳風美俗——人情の厚い、すぐれた風俗や習慣。

（注2） 宣明——述べて明らかにすること。宣布または宣言して明白にすること。

（注3） 紐帯——おびやひものように、両者を結びつける大切なもの。つながり。

（注4） 擬制——本質は違っているのに、見せかけだけでとりつくること。実質があるらしく見せかけられた虚構。

問一 波線部1ゝ2の漢字の読みをひらがなで書きなさい。また、波線部3ゝ5のカタカナの漢字を書きなさい。

問二

ア

ゝ

ウ

 に入るもっともふさわしい言葉を次のaゝdから選びなさい(ただし、それぞれ一度しか使えない)。

a しかし

b そもそも

c 換言すれば

d 例えば

問三 傍線部Aについて、「日本国民の精神面を律する装置となった」とあるが、それはどういうことなのか。戸籍の①家の登録簿、②『臣民』の登録簿、③『日本人』の登録簿」という三つの役割それぞれについて、説明しなさい。

問四 傍線部Bについて、何から何への「転換点」か、本文に則して説明しなさい。

問五 傍線部CとDの「紙の上の」という言葉はどのような意味で使われているのか、両者に共通する点を述べなさい。

問六 傍線部E「青い目の『日本人』」とはどういうことか、本文に則して説明しなさい。

二 次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。

今は昔、天竺^(注1)に一人の比丘^(注2)有りけり。羅漢^(注3)に成らむと思ひて行ひけるに、年六十に至り、羅漢に成る事を終に得ず。此の事を歎き悲しむと云へども更に力及ばず。然れば其の人、家に返りて思はく、「我、羅漢に成らむと思ひて年来行ふと云へども、成る事を得ず。今は還俗^(注4)して家に有らむ」と思ひて還俗しぬ。

其の後、妻を儲けたり。其の妻、即ち懷妊して端正なる男子を生ぜり。父、此を愛する事限り無し。其の子七歳に成るに、思はざるに死しぬ。父、此を悲しむで、外に捨つる事無し。傍の人此を聞きて来りて云く、「汝、極めて愚かなり。死にたる子を悲しむで、今に捨てざる事甚だ愚かなり。捨てずと云ふとも終に存すべからず。早く捨つべし」と云ひて、奪ひ取りて捨てつ。

其の後、父、悲の心に堪へずして、此の子を亦見む事を願ひて云く、「我、閻魔王の所に詣でて此の子を見む事を申し請けむ」と思ふに、閻魔王のまします所を知らずして尋ぬるに、人有りて云く、「此より其の方に幾許行きて、閻魔王の宮有り、大河有り、其の河上に七宝の宮殿有り、其の中に閻魔王ましますなり」と。

父、此を聞きて、其の教のごとくに尋ねて行く程に、遙に遠く行々きて、見れば実^(注5)に大河有り。其の河の中に七宝の宮殿有り。父、此を見て喜びながら恐々近づき寄りたるに、氣高くやむことなき人有りて問ひて云く、「汝は此、誰人ぞ」と。答へて云く、「我は然々の人なり。我が子七歳にして亡ぜり。此を恋ひ悲しむ心堪へ難くして、其れを見む事を王に申し請けむが為に参れり。願はくは王、慈悲を以ての故に、我に子を見せ給へ」と。

此の人、王に此の事を申すに、王の宣はく、「速やかに見しむべし。其の子、後園に有り。行きて見るべし」と。父、喜びの心深くして、教へに随ひて其の所に行きて見るに、我が子有り。同じ様な童子共の中に遊戯して有り。父、此を見て子を呼び取りて泣々云く、「我、日来、汝を恋ひ悲しむ心深くして、王に申し請けて見る事を得たり。汝は同心には思はざるか」。涙に溺れて云ふに、子敢て歎く氣色無くして、父とも思ひたらず遊び行く。父、此を恨みて泣く事限り無し。しかれども、

子、何にとも思ひたらずして云ふ事無し。父、歎き悲しむと云へども、甲斐なくして返りにけり。

此は、生を隔てつれば本の心は無きにや有るらむ^X、父は未だ生を替へずしてかく恋ひ悲しびけるにや有りけむ^Yとなむ語り伝へたるとや。

〔今昔物語集〕巻第四「恋子至閻魔王宮人語 第四十二」一部改変あり

(注1) 比丘——出家して修行を積んだ僧。

(注2) 羅漢——「阿羅漢」の略。原始仏教において、すべての迷いを断ち切り、悟りを得た、最高位の修行者。

(注3) 還俗——いったん僧侶・尼になった者が、僧籍を離れ、俗人に戻ること。

(注4) 捨つる——捨てる。ここでは、亡骸^{なきがら}を葬ること。

(注5) 七宝の宮殿——七種の宝物で飾り立てた宮殿。

問一 波線部①～④を現代語に訳しなさい。

問二 傍線部A「汝は同心には思はざるか」について、「同心」の内容を具体的に示しつつ、傍線部全体を現代語に訳しなさい。

問三 傍線部B「子敢て歎く気色無くして、父とも思ひたらず遊び行く」とあるが、「子」がそのような行動を取る理由を書き手はどう説明しているか。現代語で説明しなさい。

問四 傍線部C「かく恋ひ悲しびける」様子について、本文全体を通して、どのように書かれているか。現代語で説明しなさい。

問五 二重傍線部の助動詞X「らむ」・Y「けむ」について、次の問いに答えなさい。

(1) それぞれの助動詞の文法的意味を書きなさい。

(2) 助動詞がこのように書き分けられることによって、どんな効果が読み取れるか。本文の内容に言及しながら説明しなさい。

三 次の文章は、宋の蘇洵の「養才」の一部である。これを読んで、後の問いに答えなさい。

①夫人之所^ニ為^ス、有^リ可^キニ勉強^ス者^上、有^リ不^ル可^カニ勉強^ス者^上。煦^ク煦^ク然^{ぜん}而^シ為^シ仁^ト、

子^げ子^げ然^{ぜん}而^シ為^シ義^ト、不^ル食^ハ片^ハ言^ヲ以^テ為^シ信^ト、不^ル見^ニ小^ヲ利^ヲ以^テ為^ス廉^ト。雖^モ古^{いにしへ}

之所謂^ト仁^ト与^レ義^ト与^レ信^ト与^レ廉^ト者、不^レ止^レ若^レ是[、]而^シ天^カ下^カ之^ノ人[、]亦^モ不^レ曰^ハ是[、]

非^レ仁^ト人[、]是^レ非^レ義^ト人[、]是^レ非^レ信^ト人[、]是^レ非^レ廉^ト人^{。此}則^③無^ク諸^ニ己^ニ而^キ可^キニ勉

強^シ以^テ到^ル者^也。

在^ニ朝^レ廷^ニ而^シ百^ツ官^シ肅^シ、在^ニ辺^レ鄙^ニ而^シ四^シ夷^ヲ懼^ル。坐^ニ之^ヲ於^ニ繁^ハ劇^キ紛^フ擾^{ゾウ}之^ノ中^ニ

而^シ不^レ乱^ル、投^ニ之^ヲ於^ニ羽^ウ檄^キ奔^ス走^ス之^ノ地^ニ而^シ不^レ惑^ハ。為^セ吏^ト而^シ吏^{タリ}、為^セ将^ト而^シ将^{タリ}若^レ

是^レ者^ハ、非^ズ天^ノ之^ノ所^ニ与^ス、性^ノ之^ノ所^ニ有^ス、不^レ可^カニ勉^ス強^ス而^シ能^ル也。道^ト与^レ德^ト可^キニ勉^メ

以^テ進^ム也。才^ハ不^ル可^カニ強^ク握^ル以^テ進^ム也。

(蘇洵『嘉祐集』一部改変あり)

- (注1) 可勉強者——努力を重ねたらそうできること。ここでの勉強とは、努力すること。
- (注2) 煦煦然而為仁——煦煦とは、わずかに日のあたること。わずかな恵みを仁だとする。
- (注3) 子子然而為義——子子とは、孤立して頑張ること。自己主張することを義だとする。
- (注4) 不食片言以為信——片言とは、取るに足りない嘘のこと。小さな嘘をつかないことだけを信だとする。
- (注5) 不見小利以為廉——目先の利益に目をくらまされないことだけを廉だとする。
- (注6) 無諸己——もともと自分に備わっていない。
- (注7) 在朝廷而百官肅——朝廷では多くの官僚が襟を正す。
- (注8) 在辺鄙而四夷懼——辺境では敵が恐れる。
- (注9) 繁劇紛擾——仕事が煩雑でたいへん忙しい。
- (注10) 不乱——混乱せずにきっちり仕事をする。
- (注11) 投之於羽檄奔走之地——軍事的緊張の高まった地域に赴任する。
- (注12) 吏——役所の下働き。
- (注13) 将——將軍。
- (注14) 性——持って生まれた天性。
- (注15) 強擾——無理やりひっぱる。

問一 波線部①～④の読みをひらがなで書きなさい(送りがなが含まれる場合はそれも含めること)。

問二 傍線部A「不止若是」とは、どういうことか。現代日本語で説明しなさい。

問三 傍線部B「天下之人、亦不曰是非仁人、是非義人、是非信人、是非廉人」は、「天下の人も、また仁人ではないとか、義人ではないとか、信人ではないとか、廉人ではないとは言わない」という意味である。これを参考にして、返り点をつけなさい。

問四 傍線部C「不可勉強而能也」を現代日本語に訳しなさい。

問五 傍線部D「才不可強擥以進也」で用いられる「才」の具体例として本文では何が挙げられているか。現代日本語で説明しなさい。